③　実施する期間

平成24年１月１日から平成26年３月31日までの間

⑼　西大阪線端末区間割引については、以下のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

大阪市道高速道路西大阪線のうち大阪市大正区三軒家東三丁目から同市港区弁天五丁目までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

②　割引額

割引額は、普通車については300円、大型車については600円とする。ただし、ＥＴＣ車に限り、下表に掲げる区分及び時間帯に通行する場合においては、同表の割引額を併せて適用する。なお、同表の区分及び時間帯の適用は、入口を通行する時間を基準とする。

区　　分	時　　間　　帯	割　引　額	
		普通車	大型車
全日	０：00以後～６：00前	100円	200円
	22：00以後～24：00前		

③　実施する期間

平成24年１月１日から平成26年３月31日までの間

⑽　東大阪線端末区間割引については、以下のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

イ　大阪府道高速大阪東大阪線のうち東大阪市荒本北から同市西石切町五丁目までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

ロ　記イに掲げる区間と高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線とを連続して通行するＥＴＣ車

②　割引額

記①イ又はロに定める自動車ごとに次の割引額を適用する。

イ　普通車　300円
　　大型車　600円

ロ　普通車　200円
　　大型車　400円

③　実施する期間

平成24年１月１日から平成26年３月31日までの間

⑾　ＥＴＣ前納割引については、以下のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

ＥＴＣクレジットカード（会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

②　割引率

利 用 可 能 額	料金（前払金）	割　引　率
10,500円	10,000円	約５％
58,000円	50,000円	約14％

⑿　一般向けマイレージポイントサービスについては、以下のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

ＥＴＣ車のうち、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、記３⑵の区間のみを通行する自動車を除く。

②　割引率

イ　ポイントの付与

一のＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードごとにＥＴＣシステムを利用して無線通信により徴収する１回の通行ごとの料金の額及び料金の額の１ヵ月の合計額（記Ⅱ〔１〕３⑴②における１ヵ月の合計額と合算して計算する。）に応じて、100円につき下表のとおりポイントを付与する。なお、当該ポイントの付与は平成24年３月31日に終了するものとする。

基本ポイント	加　算　ポ　イ　ン　ト	
	月 間 利 用 額 区 分	ポイント付与（100円につき）
１回の通行ごと100円につき３ポイント	10,000円以下の部分	０ポイント
	10,000円超～35,000円以下の部分	３ポイント
	35,000円超～70,000円以下の部分	５ポイント
	70,000円を超える部分	10ポイント

ロ　ポイントによる割引

一のＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードごとに付与されたポイントの累積数が100ポイント以上の場合に、100ポイントを100円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

ハ　弾力的なポイントの付与及び割引

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イ又はロを変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

⒀　事業者向け大口・多頻度割引については、以下のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

ＥＴＣ車のうち、ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、記３⑵の区間のみを通行する自動車を除く。

②　割引率

イ　車両単位割引

一のＥＴＣコーポレートカードごとにＥＴＣシステムを利用して無線通信により徴収する料金の額の１ヵ月の合計額（記Ⅱ〔１〕３⑵②における１ヵ月の合計額と合算して計算する。）に応じて、表１に掲げる割引率を適用する。ただし、平成24年１月１日から平成26年３月31日までの間にあっては、表２に掲げる割引率を適用する。